

## 鳥取市お試し移住に係るレンタカー・タクシー利用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市お試し移住に係るレンタカー・タクシー利用補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、本市に移住・定住することを目的とした視察等の活動を実施するために本市を訪れる県外在住者に対し、レンタカー借上料又はタクシー利用料の一部を補助することにより、移住促進につなげることを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鳥取県外に住所がある者
- (2) 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談者登録している者
- (3) 本市に移住・定住する意志のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本市を訪れた者
  - ア 市内で住所、仕事、子どもの就園・就学先等を探す活動
  - イ 本市のお試し定住体験施設を利用する活動
  - ウ 市内で実施されている各種体験活動等に参加する活動
  - エ 移住に向けた準備として、本市の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動
- (4) 世帯員全員が鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等との関係を有してないこと。
- (5) 国、県、市町村その他公的支援機関又は市内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けていない者。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が利用した次のいずれかの経費とし、併給することはできない。

- (1) 本市滞在中に利用したレンタカーの借上げ料。ただし、燃料費を除く。
- (2) 本市滞在中に利用したタクシーの運賃

### (補助金の額等)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて算定した額以内とし、予算の範囲内において交付する。ただし、1世帯あたり1万円を上限とする。

2 本補助金の交付は、同一の世帯に対し、同一会計年度につき1回限りとする。

### (交付の申請)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合するものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、レンタカー借上げ後又はタクシー利用後1月を経過する日までと事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い

日までに、別記様式に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所地が鳥取県外であることが確認できる書類の写し
- (2) レンタカー借上げに係る領収書の写し又はタクシー利用に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用期間が複数年度にわたる場合)

第7条 本市滞在中に利用したレンタカー又はタクシーの利用期間が複数年度にわたる場合、利用最終日の属する年度において申請するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しない。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。